

○豊明市ひまわりバス広告掲載取扱要綱

平成20年2月1日

決裁

改正 平成22年2月3日

平成23年1月24日

平成28年3月31日

平成29年3月17日

平成31年2月6日

平成31年3月29日

令和2年10月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年11月1日決裁。以下「有料広告掲載要綱」という。）に基づき、循環バス（以下「ひまわりバス」という。）等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 ひまわりバス等に掲載する広告は、バス停留所標識に表示する広告及び車体に固着する広告とし、公共性及び公益性を妨げないものであって市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。ただし、有料広告掲載要綱第3条各号に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 青少年の健全育成に反するもの
- (2) たばこ又は消費者金融に関するもの
- (3) 商品先物取引に関する営業広告
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載等に関する基準は、別に定める。

(規格等)

第3条 広告の掲載位置、規格、掲載期間、掲載料等は、別表に定めるとおりとする。ただし、広告の掲載が別表に規定する期間に満たない場合は、市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、ホームページ等で公募するものとする。

(掲載の申込み)

第5条 掲載希望者は、市長が定める日までに、豊明市ひまわりバス広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案及び市区町村民税を完納したことのわかる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みの際には、誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、その掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するにあたり判断が困難であると認めるときは、有料広告掲載要綱第4条に規定する豊明市有料広告審査会（以下「審査会」という。）による審査を経て広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し、豊明市ひまわりバス広告掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

(審査会)

第7条 前条の審査会は、行政経営部長、総務課長、秘書広報課長及び企画政策課長で構成し、委員長は行政経営部長とする。

2 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査会の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。

(変更届等)

第8条 第6条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載の許可を受けた期間内において広告の内容等を変更しようとするときは、変更した広告を掲載しようとする日の1月前までに、豊明市ひまわりバス広告掲載変更申請書（様式第4号）に変更しようとする広告の原稿案を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が

軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、豊明市ひまわりバス広告掲載変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

（掲載料の納付）

- 第9条 広告主は、市長が指定する日までに広告の掲載料（以下「掲載料」という。）を納付しなければならない。

（広告主の責務）

- 第10条 広告主は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、市長が指定する期日までに広告物を作成し、市長が指定する箇所に掲載するものとする。
- 4 広告主は、広告期間終了日までに当該広告を撤去又は回収し、原状回復するものとする。
- 5 広告主は、広告物の破損、滅失、紛失又は毀損が生じた場合、市に損害賠償を求めることはできないものとする。
- 6 広告主は、掲載する広告が愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）の規定により許可を受ける必要がある場合は、広告主の責任及び負担において許可を受けるものとする。

（掲載の取下げ）

- 第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、豊明市ひまわりバス広告掲載取下申出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

（掲載の取消し）

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主の責めに帰する事由により広告の掲載をすることが適当でなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊明市ひまわりバス広告掲載取消決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

4 市長は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じて一切の責任を負わないものとする。

（掲載料の返還）

第13条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、納付済みの掲載料を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

3 第1項による掲載料の還付を受けようとする者は、豊明市ひまわりバス広告掲載料還付請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月3日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日）

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 9 日）

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 0 月 2 9 日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

掲載位置	規格	掲載期間	枚数	掲載料
バス停留所 標識板	縦 1 6 センチメ ートル×横 2 6 センチメートル	1 年	1 枚	5 , 0 0 0 円
		1 年未満	1 枚	1 月当たり 5 0 0 円
バス車体（車 内）	日本産業規格A 列 3 番又は日本 産業規格B列 3 番	1 年	1 枚	1 0 , 0 0 0 円
		6 月以上 1 年未満	1 枚	1 月当たり 9 0 0 円
		6 月未満	1 枚	1 月当たり 1 , 0 0 0 円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載申込書

豊明市長 殿

郵便番号
申込者 住 所
氏 名 印
電 話
〔法人その他の団体にあつては、その名称、事
務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

豊明市ひまわりバス広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲 載 申 込 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(計 月)
広 告 掲 載 場 所	
広 告 の 内 容	
法人その他の団体の 概要	
そ の 他	

備 考

1 添付書類

- (1) 広告の原稿案
- (2) 市区町村民税の完納証明書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができます。

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

豊 明 市 長 殿

住 所
誓約者（申込者）
氏 名 印
〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

私は、豊明市ひまわりバス広告掲載申し込みにあたり、豊明市ひまわりバス広告掲載取扱要綱及び下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 広告に使用するイラスト、写真等は事前に著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをするなど適正な手続きを行うこと。
- 2 第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、私の責任及び負担において解決し、市は責任を一切負わない。市が損害を被った場合も同様とする。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載決定通知書

様

豊明市長 

年 月 日付けで申し込みのありました豊明市ひまわりバス広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	☐ 掲載を認めます ☐ 掲載を認めません
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(計 月)
掲 載 場 所	
広 告 掲 載 料	円
掲載しない理由	
そ の 他	

備 考 広告掲載料は、年 月 日までに同封の税外徴収票により納付してください。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載変更申請書

豊明市長 殿

郵便番号
申込者 住 所
氏 名 印
電 話
〔法人その他の団体にあつては、その名称、事 務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で決定された広告を下記のとおり変更したいので申請します。

変更を受けようとする広告掲載場所	
変 更 理 由	
そ の 他	

備 考

添付書類 広告の原稿案

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載変更決定通知書

様

豊明市長



年 月 日付けで変更申請のありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	☐ 変更を認めます ☐ 変更を認めません
掲 載 場 所	
変更を認めない理由	
そ の 他	

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載取下申出書

豊明市長 殿

郵便番号
申込者 住 所
氏 名 印
電 話
〔法人その他の団体にあつては、その名称、事 務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

豊明市ひまわりバス広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出します。

取 下 年 月 日	年 月 日
取 下 理 由	

備 考 「取下年月日」の欄は、広告の掲載をしている場合に記載してください。

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載取消決定通知書

様

豊明市長 

豊明市ひまわりバス広告の掲載について次のとおり取り消しましたので、通知します。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

豊明市ひまわりバス広告掲載料還付請求書

豊明市長 殿

郵便番号
申込者 住 所
氏 名 印
電 話
〔法人その他の団体にあつては、その名称、事
務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

豊明市ひまわりバス広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

取 消 日	年 月 日		
請 求 額	円		
振 込 先	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農業協同組合	本店 支店
	預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	
	口 座 番 号		
	(フリガナ) 口座名義人		

注 口座名義人は、請求者本人としてください。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

様式第 8 号（第 1 3 条関係）